

政令第三百五十四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十六号を第百号とし、第九十五号を第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十九 二―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミ

ン及びその塩類

第一条中第九十四号を第九十七号とし、第六十七号から第九十三号までを三号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 二―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミ

ン及びその塩類

第一条中第六十五号を第六十七号とし、第二十二号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 三・四―ジクロロ―N―「―」（ジメチルアミノ）シクロヘキシル」メチル―ベンズアミド及びその塩類

第一条中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

